

IL CODICE BARBARICINO と S'IMBIATU

—サルディニア法の国法外性と土着性—

石 渡 利 康

Toshiyasu ISHIWATARI. IL Codice Barbaricino and the Indigeniousness of Law in Sardinia. *Studies in International Relations* Vol. 33, No. 2. February 2013. pp. 15 – 21.

Sardinia in Sardu (Sardegna in Italian) is the second-largest island in the Mediterranean Sea after Sicily. The island is one of the five Italian autonomous regions. Its original inhabitants were an ancient pre-Roman culture. The population of the Island is approximately a 1.6 million. Sardinia is often said to be the island with no mafia. Why so? This question is dealt with by Giuseppe Arlatti in his book entitled *Perche non c'e la Mafia in Sardegna*. I am of the opinion that the reason why no mafia exists in Sardinia is connected with the existence of Il codice barbaricino (The code of barbaricino or Barbagia's code) and s'imbiatu (gift-sending) system. Il codice barbaricino is a behavioral code based on unwritten social rules common to a few provinces in central Sardinia or Barbagia. These two topics dealt with here are largely unknown not only in the West outside Italy, but also in Japan. The purpose of this paper is to examine the indigeniousness of these two archaic customary laws or rules with the aim to present a side of the deep-rooted legal mentality in Sardinian pastoral society, and to demonstrate how the customary laws have had more impact upon the lives of Sardinian pastoral people than the national laws. The study is done on the basis on analytical and critical method.

1. Ninna Nanna Malandrinedduからサルディニアの法社会へ

本研究は、カラブリアのンドランゲタの歌である Ninna Nanna Malandrineddu の源泉を音楽学 (musicology) 的に辿って行く過程で行き着いたサルディニアの法社会に関する興味を契機として発展させたものである。

2. 問題の所在

地中海でシチリアに次いで2番目に大きな島であるサルディニア島⁽¹⁾は、イタリア共和国の5つの自治州 (regione autonoma) の1つである。島の言語は、公用語としてはイタリア語であるが、島民はサルド語 (Sardu) も話している。人口約160万人、放牧されている羊の数が人口の倍であるこの島には、イタリア全土のどこにでも存在するマフィアがいまいと云われている⁽²⁾。

全くマフィアが存在しないかどうかは疑問であ

るが、マフィアの活動を強く阻む社会的要因があるのは事実である。その社会的要因とは、国の法律を上回る、すなわち国法外性をもち土着性の強い Il codice barbaricino (バルバージャの掟) と s'imbiatu (贈答) という慣習の存在、それに、盗賊行為によって表象されるマスキュリニティーの称賛である。この3つが島民の固有の文化を形成し、外部マフィアの侵入を困難にしているというのが実情である。これらの社会的要因を生み出す背景は、島の中部山岳バルバージャ地方 (Barbagia) で羊牧に携わる人々の生活形態である。

本小論は、これらの社会的要因とその背景を探求することによって、西欧世界と異なる地中海世界の中でもさらに特異な存在であるサルディニア社会のメンタリティーの一端を法的観点から探ろうとするものである⁽³⁾。研究手法は、事実の分析に価値評価を加味したものである。

3. サルディニア文化の積層性

サルディニアの先住人は、紀元前数千年ほど前にアジア・アルタイ高原に居住していた民族が移住してきた者であるとされる。移動の経路でもあったためか、オリエントの国々との交流が昔からあり、神殿等の遺蹟に文化交流の痕跡が残っている。紀元前227年、サルディニアは古代ローマ帝国によって属領化されるが、内陸部の羊の放牧を主産業とするバルバージャ地方の抵抗は力強く続いた。

やがて、サルディニアは7世紀半ばからアラブの脅威にさらされる。1297年からスペインのアラゴン王国の支配を受けたサルディニアは、今度は、1713年のユトレヒト条約によりオーストリアの下に置かれた。1718年、オーストリアはシチリアを手にする代わりに、サルディニアをサヴォイア家に譲った。サルディニアがイタリア王国の統一に含まれたのは、1861年のことであった。民族の起源、オリエントからの文化的影響、外国の支配と圧政とそれに対する反抗は、サルディニアの文化が非常に積層的であることを物語っているのである⁽⁴⁾。

4. バルバージャ地方の家父長制

サルディニアには、2つの文化圏が存在するといわれる。農耕を主たる産業とする平野部の文化圏と羊の牧畜によって生活を支えている内陸部の文化圏である。内陸部は山岳地帯であり、農耕には適していない。この山岳地帯は、バルバージャ地方とよばれる。サルディニアの最も古い文化を維持し、その歴史性を誇っているのはこのバルバージャ地方である⁽⁵⁾。

もともと、その歴史には狂暴のイメージが付きまとっている。サルド語での「野獣のバルバージャ」(barbagia de Brebi)という表現が、それを示している。Barbagiaという地名自体も、かつて古代ローマ軍がこの地を攻めたとき、羊の毛皮を身に纏った先住の人たちが勇猛に行動しローマ軍を撃退したので、barbaria(野蛮人)と名付けたことに由来している⁽⁶⁾。ヨーロッパの他の地域と違って、キリスト教の布教が本格的に始まったの

もかなり遅く6世紀になってからのことであった。もともと、キリスト教の伝播イコール文明化の証明であるという図式が成り立たないのは自明の理である。

山岳地帯であるバルバージャ地方は、それ自体1つの共同体社会を構成しているわけではない。厳しい山岳は交通の便を阻害し、村や集落はそれぞれ閉鎖的な固有の文化を保持してきた。言語も同じサルド語ながら1つ山を越えれば異なり、色彩豊かな民族衣装も決して同一ではないといった状態である。

このため、孤立した村や集落が各々極めて強力な結束力をもつ固有の地域共同体社会を構成し、村人すなわち地域共同体の構成員に関わる事項は同時に地域共同体それ自体の事項であるといった精神状態を作り出している。しかし、羊の放牧地においては、同じ村の人の羊に牧草が食べられたりする危険があるので気を許すことはできないといった猜疑心もあるから、心の中は複雑である。

バルバージャ地方の人々の生活を規制しているのは、厳格過ぎるまでの家父長制の存在である。この間の事情を自伝的に余すことなく描いているのは、作家のガヴィーノ・レッダ(Gavino Ledda)が1975年に書いた*Padre Padrone. L'educazione di un pastore*である⁽⁷⁾。

父の命令は絶対服従で、逆らえば鉄拳制裁を受ける。こうして男子は10才頃になるまでに、一人前の羊飼いに、すなわち牧夫に成長させられる。羊は、冬の間は山里に集められるが、夏期の放牧は人離れた山岳地帯の牧草地で行なわれる。

5. 閉鎖された生活環境

羊飼いは、牧草地で閉鎖的な生活を送ることになる。男だけの、それも多くの場合一人に近い状態の孤独な世界である。雨を避けるだけの小屋に住み、日持ちのする硬いパンと羊乳、自作のチーズ、それに野生の果実だけの食事で毎日を生き、周囲に女性の姿は見当らない。女性は、妄想の中にだけ強く存在する。

羊乳と羊乳チーズという非常に精力のつく食物ばかり毎日口にして性欲にさいなまれる未婚者は、

村に戻ったときに町に行って買った売春婦との性行為を思い浮かべながら自慰と羊との獣姦を行なう⁽⁸⁾。獣姦は、一般的である。レッダは、二人の若者の会話を書いている。

「よう！ ジョンマリ、女の人とやるってどんな感じなんだ？ 教えてくれよ」(Be'! Giommarì, che gusto ci si prende a fare l'amore? Com'è?)「うん、羊とは全く別で最高さ。なんたって、女の人には尻尾がないんだから」(Eh! Tutti'altra cosa e.E senza coda!)⁽⁹⁾。

既婚者は、週に一度は山里に帰り、欲望にくらまされ妻におどりかかる。鉄製のベッドがきしみ、壁にくっついているベッドの背も音にあわせて動き、踊り狂う。その音と喘ぎ声は外にまで聞こえ、まるでタランテッラ (tarantella) の踊り⁽¹⁰⁾のように猛烈であった、とレッダは上記の小説の中で書いている⁽¹¹⁾。

家父長制の重圧、孤独、貧富の差、閉鎖された社会、抑圧された性。こうした中で、少年のレッダは、考える。山賊になるのもいい。しかし、憲兵に捕まるかもしれない。そんなのもう怖くなんかない。何をしたいか分からない。

レッダは、葛藤したが盗賊にはならなかった。しかし、誰でも盗賊になり得る社会的環境は、存在していたのである。

Il codice barbaricino や s'imbiatu という土着の法やルールが強い規範性をもって生きているのは、山岳バルバーチャ地方のこうした人々の間である。

6. マスキュリニティーの表象としての盗賊行為 (banditismo)

Banditismo とは、何か。Banditismo は盗賊行為を意味する。しかし、本来は身代金目的の誘拐、家畜窃盗、恐喝、殺人等を包含する広義の概念である。そこには、マスキュリニティーが内包されている。富裕層を対象とした盗賊行為は、場合によっては義賊的に見られることも多い⁽¹²⁾。

20世紀半ばにシチリアで名を馳せた義賊サルヴァトーレ・ジュリアーノ (Salvatore Giuliano) に対する民衆の感情に共通するものが、サルディニアにも存在しているのである⁽¹³⁾。

サルディニアは、身代金を取る盗賊行為で知られている。といっても、島中で常に行なれている訳ではない。イタリアでは、誘拐などの凶悪犯罪が発生すると、「サルディニア人がやったに違いない」といわれることが多い。しかし、こうした種類の犯罪は、カラブリアのンドランゲタ ('Ndrangheta) やシチリアのコーザ・ノストラ (Cosa nostra)、つまりマフィアだって行なう。

サルディニアの盗賊行為を残忍性をもつとして世界に知らしめたのは、1992年富豪アガ・カーンの従弟にあたる当時7才の少年ファルク・カッサムが誘拐され、身代金を払うよう少年の左耳を切って両親に送り付けた事件である。少年の解放に関して誘拐犯と少年の家族との仲介に当たったのは、「サルディニアの盗賊」(bandito sardo) の別名をもつ大物盗賊のグラツィアーノ・メシナ (Graziano Mesina) であった⁽¹⁴⁾。

悪事に関しての仲介役が盗賊であるというのは、日本での「蛇の道は蛇」を思い起こさせる。古代のギリシャでも、*εγνω δε φωρ τε φωρα και λυκοζ λυζον* という諺があった。これは、「盗賊は盗賊のことをよく識っており、蛇は蛇のことをよく識っている」という意味だから、古今東西似たようなものである。グラツィアーノ・メシナが活躍する素地は十分あったのである。サルディニア人の名誉のために書いておけば、通常の旅行者が誘拐されることは滅多にない。また、盗賊行為が盛んだったのは主に前世紀までのことであった。

7. 家畜の窃盗 (abigeato)

牧羊を主産業とするバルバーチャ地方で主として問題になるのは、家畜、特に羊の窃盗である。家畜の窃盗は、abigeato と呼ばれる。Abigeato には、家畜の窃盗行為と家畜の窃盗罪という法的概念の2つの使用がある。

バルバーチャ地方における羊の窃盗は、牧羊とその基礎となる土地利用が深く関係している。イタリアがサルディニア王ヴィットリオ・エマヌエーレ2世 (Vittorio Emanuele II) 王国として国家統一されたのは、1861年のことである。そして、この前後には、土地改良法 (legge delle chiudende)

が施行された。

この法律によって、森林資源の有効利用のために放牧地や農地の総面積が減少し、羊飼いや農民の生活が困窮した。その結果、1868年土地の共有化を求める「要求運動ス・コヌットゥ」(Sa rivolta de Su Connuttu)がヌゴロ(Nugoro)市で発生した⁽¹⁵⁾。この運動が引き金となり山岳・農村地帯、特にオルゴゾロ(Orgosolo)で盗賊行為が多発したのである⁽¹⁶⁾。この事件は、シチリア生まれのヴィットリオ・デ・セータ(Vittorio de Seta)監督によって1961年、『オルゴゾロの盗賊たち』(Banditi a Orgosolo)として映画化されている。

「貪欲な人には、いつも何かが不足している」(Semper avarus eget)という古代ローマ時代の格言がある。しかし、山岳地帯の羊飼いは初めから貪欲であるわけではない。むしろ格言とは反対で、不足しているから貪欲になる、といったほうが事情を正確に説明できる。窃盗行為は、不足感のもたらすものではなく、貧困と放牧民独特の倫理の存在の結果である。それでは、バルバーザ地方の独特の倫理とはどのようなものであろうか。

ところで、一口に羊飼いといっても、サルディニアでは3つの種類がある。第1は、土地改良法を巧く潜り抜けて、従来からの大きな土地をもつ地主である。彼らは、放牧を自ら行なう場合もあるかも知れないが、それよりは土地を他人に貸すことによって報酬を得る富裕層であり、その数はさして多くはない。第2は、主として羊のみを所有し、放牧は共同放牧地や私有地を借りて放牧を行なう羊飼いである。第3は、土地も羊ももたず、労働力だけを提供する羊飼いである⁽¹⁷⁾。

第1の場合を別にすれば、羊飼いにとって、羊は財産そのものである。限定された生活条件の中で生きていくには、羊の数を増やさざるを得ない。通常の社会での「窃盗は悪である」という倫理観は、一元的に通用しない。他の共同体社会に属する「持てる者」から羊を奪うことは容認される、といった特有の感情と倫理観が根底にあって家畜の窃盗が起こるのである⁽¹⁸⁾。

8. S'imbiatuの規約性

「家畜の窃盗は容認される」といった倫理観があったとしても、家畜の窃盗が頻発すれば紛争が発生し最悪の場合には殺人にまで到る。そこで、当該地域社会共同体内および社会共同体相互間でのそうした紛争を回避するために、何らかのマシナリーがなければ社会は破滅する。そうしたマシナリーには、深刻な結果の発生を防ぐ予防的行為と実際に事態が発生した時に処置をする強行方策が考えられる。

S'imbiatuは、いってみれば予防的行為に属するものである。この語は、サルド語のimbiare(贈る)の名詞形で、「贈り物をする事」、「贈与」を意味する⁽¹⁹⁾。イタリア語ではdono, フランス語ではdon, 英語にすればgift-sendingとなる。

S'imbiatuは、親類縁者、関係者間での食物の贈り物の遣り取りの習慣であるが、経済的に意味をもつだけではない。そこには、社会的、宗教的、法的といった様々な要素が混じり合っている一種の「総合的社会事実」(fatto sociale totale)が存在しているのである⁽²⁰⁾。

誕生日祝い、恋人間のヴァレンティン・デいのプレゼントを別にすれば、シチリアでの特殊な組織での贈答・返礼の他にはこうしたタイプの贈り物を遣り取りする習慣はヨーロッパでは現在あまり見当たらない⁽²¹⁾。しかし、日本での季節の贈答やお裾分けの習慣に似たところがあるので、私たちに理解しやすい行為かもしれない。

サルディニアにおけるs'imbiatuは、「semus」(仲間である)あるいは「no semus」(仲間でない)といった感情の表象的行為である⁽²²⁾。明白なのは、s'imbiatuが仲間であるという感情を生み出すと同時に、仲間意識がs'imbiatuをさらに強め慣習性を作り出しているということである。両者の間には「存在・所属」の補強的性格が認められる⁽²³⁾。

S'imbiatuは、仲間意識をもつ間での家畜の窃盗を躊躇させる効果をもつと同時に、何らかの補填的行為を執ることによって紛争を鎮圧させる心理的作用をもっていると考えられるのである⁽²⁴⁾。さらに、s'imbiatuの相手の決定が多くの場合妻に任されているので、社会における女性の決定権が強

まるという副次的効果をも無視できない⁽²⁵⁾。

9. Il codice barbaricino の法的性格

Il codice barbaricino は、「バルバージャの掟」を意味する。Il codice della vendetta barbaricina という場合も同じように使用される。これは、「バルバージャの復讐の掟」である。呼称が違っただけで、全く同じ内容の掟である。

以下は、バルバージャの掟の拙訳である。原文は、Antonio Pigliaru: *Il codice della vendetta barbaricina*, Il Maestrale, 2006 によっている⁽²⁶⁾。

[1. 一般原則]

- 1) 侵害は、復讐されなければならない。より高度の道義的理由のために復讐を諦める者は、生涯をかけて男らしさを証明しない限り、名誉の人ではない。
- 2) 復讐の法は、地域社会共同体内で働き働く全ての者に適用される。
- 3) 個人に対すると集団に対するとを問わず、また特定の個人あるいは特定社会集団に対して直接的であれ間接的であれ意図的になされた侵害は、復讐の対象となる。
- 4) 地域社会共同体の枠内で働き働くいかなる者も、侵害とみなされない事実のために復讐の咎を受けることはない。

いかなる者も、それがいつどこで発生したかを聞かされないならば侵害の責任を負うことはない。侵害されたと主張する者は、それに答える道義的責任がある。

- 5) 侵害に対する責任は、侵害行為が特定の個人によってなされたかあるいは組織された集団によってなされたかによって、個人的であり得るしあるいは集団的でもあり得る。
自然の結合を基礎にするにせよあるいは社会的関係の存在に従って構成されたにせよ、当該集団は、集団のメンバーの主導によって起こされた侵害に対して責任を負わなければならない。
- 6) 客の状態にある者の責任は、個人的なものに限定される。

- 7) 復讐は、あらゆる可能性を考慮して侵害が明白である場合にのみなされ得る。
- 8) 侵害は、次の場合に消滅する。
 - a) 咎められるべき者が自己の責任を誠実に認め、侵害された者の求める賠償あるいは仲裁機関の定めた賠償を支払ったとき。
 - b) 咎められるべき者が緊急状態、過失、偶発的出来事あるいは他人によって強制され侵害行為を行なったとき。この場合には、こうした行為を行なった者が侵害に対して責任を負う。
- 9) 復讐の掟の適用は、自由であるために誓いの試練に従うことを要求する者には停止される。

この場合、「自分は、侵害を行なわず、侵害を見ず、何人とも相談していない。また、侵害を行なった者を知らず、見ず、相談した者を知らない」との文言をもって誓いをたてなければならない。

- 10) 8) の規定を不正に行う場合は、加重情状を構成する。

[2. 侮辱加害行為]

- 11) 他人の名誉と尊厳を侵害することが予見される行為は、侮辱加害行為とされる。
- 12) 世襲財産の損害は、復讐の十分な理由を構成しない。
- 13) 加害状況は、客観的でもあるいは主観的でもあり得る。
- 14) 家畜の窃盗、羊乳の窃盗、馬の脚に対する損傷、家畜の虐待、放火、限度を越えた行為は、復讐の理由を構成する。
- 15) 14) に規定した復讐行為が複数によってなされた場合は、特別の規定が適用される。(詳細省略)
- 16) 上記以外の復讐相当行為の列举。(省略)
- 17) 加害的性格の行為は、完遂されなくても加害行為を構成する。

[3. 復讐の方法]

- 18) 復讐は、加害行為に対して比例的でなければならない。
- 19) 加害行為とみなされるあらゆる行為は、復讐の規範的方法の対象となる。

- 20) 司法当局への訴えも、場合によっては復讐の手段となり得る。
- 21) 復讐の実行においては、最悪の場合血の復讐を排除するものではない。
- 22) 復讐は、合理的期間内に実行されなければならない。
- 23) 復讐行為は、新たな復讐行為の原因となることがある。

バルバージャの掟は、専ら牧羊を生業とする彼らの生活空間において適用性をもち、その限りにおいて「国法外性」をもち国家の法律を上回るものである。しかし、20) が規定しているように司法当局へ訴えることによって復讐を行うことも排除してはいない。しかし、「マフィアの十戒」(decalogo)をもつシチリアのコーザ・ノストラと、同様、サルディニアの牧羊社会は「自律性」に富み、自分たちの事項は自分たちで片をつけることを好む傾向にある。

10. 内界と外界一次の研究課題一

サルディニアの牧羊社会には、ここでは扱わなかった、村落＝内界、放牧地＝外界という行動空間概念が存在する。西欧世界とかなり異なる南地中海世界の中でも、サルディニアは一種の異界を構成している。

面白いことに、そこから2500キロメートルも離れた北欧はデンマークの内政自治地域で牧羊を産業の1つとするフェルヤル諸島(Føroyar)にも、uttangarðs(石垣の外側)＝外界と、外界で得た労働の果実を持ち寄り経済的社会生活を営むそれ自体完結した内的世界、すなわち内界の区別がある。これら牧羊と関係する2つの社会の相似概念の比較検討は、次の研究課題となる⁽²⁷⁾。

註

- (1) 島名は、島の固有言語であるサルド語(Sardu)ではサルディニア(Sardinia)、イタリア語ではサルデーニャ(Sardegna)である。もっとも、サルド語の標準表記はないに等しく、

SardinnaあるいはSardinniaと書く場合もある。

- (2) Newsweek Japan.2008-02-27日号(Fujisan.co.jp),「重病国家イタリア」より引用。
- (3) 地中海世界のメンタリティーに関しては、拙文「Cavarellia RusticanaとGod-father Part IIIーシチリアの価値体系における「名誉」と「恥」」(Expressions. No.4,2008),「Mi votu e mi rivotuとNinna Nanna malandrinedduー南伊カラブリアにおける「仁」と「義」」(『国際関係研究』第30巻第1号,平成21年),「南イタリアに見る「生」と「死」の原風景ー名誉,恥,復讐ー」(『国際関係研究』第31巻1号,平成22年)などがある。
- (4) サルディニアの歴史と地理に関しては、Facaros,Dana &Paulus,Michael:Sardinia, New Holland Publishers,2006,を全般的に参照。
- (5) 陣内秀信,柳瀬有志『地中海の聖なる島サルデーニャ』,山川出版社,2004年,p.86.
- (6) 陣内秀信,柳瀬有志,前掲書,2004年,p.97.
- (7) Gavino leddaは、家父長制を信奉して羊飼いに学問は不要であるとする父親によって小学校を中退させられ、公用語であるイタリア語も満足に喋れない状態で羊飼いとして働かされた。しかし、軍隊に入って読み書きを習得し、中卒、高卒の資格を取得し、ローマ大学で言語学を学び32才で卒業した。その後、大学講師になり、自己の体験を書いたこの小説で作家としてデビューした努力の人である。小説に基づいて、同名の映画が1975年に制作された。この映画は、第30回カンヌ国際映画祭グランプリ・国際批評家賞を受賞している。Padre,Padrino.L'educazione di un pastore. B.C.Dalai editore,1975には、邦訳として『父パードレ・パドローネある羊飼いの教育』(竹内博英訳),朝日新聞社,1995年がある。
- (8) Ledda,Gavino:op.cit.,1975,pp.82-83.
- (9) Ledda,Gavino:op.cit.,1975.p.87.
- (10) 「タランテッラの踊り」,すなわち「毒蜘蛛の踊り」については、拙文「タランテッラのシンボルズム」,『国際文化表現学会会報』Vol.32 2010,No.1,pp.1-3.

- (11) Ledda, Gavino: *op. cit.*, 1975, pp. 83-84.
- (12) 盗賊の義賊性に関しては, Pigliaru, Antonio: *Il Banditismo in Sardegna: La vendetta barbaricina come ordinamento giuridico*. Giuffrè, 1970. が詳しい。
- (13) Salvatore Guiliano に関しては, 拙稿: 「シチリアの晩禱と『シシリーの黒い霧』－義賊サルヴァトーレ・ジュリアーノの心象現象－」, 『国際文化表現研究』, 第6号, 平成22年。
- (14) メシナに関しては, 1969年にカルロ・リッツァーニ (Carlo Lizzani) 監督が『バルバージャ』(Barbagia) を制作している。主演は, テレンス・ヒル (Terence Hill) である。
- (15) Sirigu, Paolo: *Il codice barbaricino*. Giuffrè, 2007, p. 12.
- (16) Moss, David: “Bandits and Boundaries in Sardinia”. *Man*. Vol. 14, No. 3, 1979. pp. 477-496.
- (17) 井本恭子: 「バルバージャの家畜窃盗について」, 大阪外国語大学論集 10 号, 1993 年. pp. 206-207.
- (18) 井本恭子: 前掲論文, 1993 年, pp. 201-203.
- (19) S'imbiatu は su imbiatu だが, 男性名詞用定冠詞の su と imbiatu で母音が重なるので, s'imbiatu となる。地方によっては, sa mandada, sa manadharza などの語も使われる。元々は, 食物を贈ることを意味している。
- (20) Zene, Cosimo: “Dono e vendetta nella Sardegna centrale”, = *LARES, Rivista quadrimestrale di studi demotonoantropologici*. Settembre-Dicembre 2005. p. 687.
- (21) Mauss, Marcel: “L'essai sur le don”. *Sociologie et Anthropologie*, PUF. 1966.; Mauss, Marcel: *Gift: The Form and Reason for Exchange in Archaic Societies*. W.W. Norton & Co. Inc. 2000. さらに, 丹野正: 「シェアリング, 贈与, 交換－共同体親交関係, 社会」, 『弘前大学大学院地域社会科学研究年報』 1 号, 2006 年。を全般的に参照。
- (22) Semus はサルド語助動詞 essere の直説法, 現在, 複数形で, no は否定詞。
- (23) Zene, Cosimo: *op. cit.*, *Lares*, 2005, pp. 687-688.
- (24) バルバージャの人々に見られるこうした心理状況に関する詳細な先行研究は, 筆者の知る限りにおいて未だ存在していない。研究の深化が筆者にとっての今後の課題である。
- (25) 南イタリアにおける特殊性をもった社会での女性の地位と役割については, Magrini, Tullia (ed.): *Music and Gender. Perceptives from the Mediterranean*. The University of Chicago Press, 2003.
- (26) 原文は, 全部を訳出するには頁数との関係でかなり詳細過ぎるところがある。従って, 本稿では最も重要であると思われる部分のみを訳出した。
- (27) 石渡利康 「フェルヤル島伝承「スネアビョドゥン」と「外界」概念」, 『国際関係研究』, 国際文化編第 12 号第 1 号, 平成 3 年。